日本共産党市議会議員

おぜき栄子の

無料法律相談会
毎月第1火曜日（おぜき栄子事務所）
TEL（72）7848　FAX（71）8392

ホームページ　http://www.dl.dion.ne.jp/~smileiko
Eメール　smileiko@dl.dion.ne.jp

にこっと通信

第100号
2015年8月14日（日）

足利市田中町789
第3石川ビル3階
市議会議員
おぜき栄子

子どもからお年寄りまで安心・安全のまちづくりを

6月議会報告

会期は、5月27日から6月27日の32日間でした。今議会の主な議案は、左記のとおりです。

①手数料条例の改正
②家庭的保育事業等に関する条例の改正
③都市公園条例の改正
④特殊救急車・高度救命処置用資機材の取得

2016年6月議会　・議案の賛否

議案No	内容	賛否
第37号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の改正	○
第38号	国民健康保険条例の改正について	○
第39号	手数料条例の改正について	○
第40号	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材の取得	○
第41号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について	×
第42号	都市公園条例の改正について	○
第43号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正	○

保育士の賃金引上げと配置基準引上げを急げ！

国の省令に従い、家庭的保育事業等の条例の改正について反対をした主な理由は次の通りです。

主な改正は、小規模保育所A型及び保育所型事業所内保育事業の職員配置の緩和として、児童数が少ない時間帯において、配置が必要な保育士2名のうち1名は、市長が認める者、幼稚園教諭等、認可時の保育士の数を上回って必要となる保育士の数の範囲内で、市長が認める者をそれぞれを保育士とみなして配置可能。ただし、保育士とみなす者の数は、全体の3分の1以内とする。そもそもなぜ、保育士の配置を緩和するのでしょうか。当局の説明では、保育士確保が困難との理由。なぜ、保育士の確保が困難となったのでしょうか。

一つは、足利市では「待機児はゼロ」となっていますが全国的に認可保育所が圧倒的に不足し、待機児の問題です。

もう一つは、劣悪な労働条件の放置が保育士不足となったことです。保育士の賃金は、全産業平均に比しても約10万円低いという低賃金構造が放置されていることが保育士不足を引き起こしています。子どもを安心して預けられる保育園をつくることが当たり前の親の願いです。

内閣府の発表で昨年1年間で14人の子どもが保育施設で死亡、そのうち10人が認可外保育施設。ゼロ歳児と1歳児で12人が亡くなっています。

ところが国が打ち出した「緊急対策」は、根本的な解決には程遠いだけでなく、いっそうの規制緩和による詰込みで、保育の質を切り下げるという、国の保育への公的責任を放棄するものになっています。

待機児童と保育士不足の問題の解決は、認可保育園を増設すること、保育士賃金の引き上げと保育士の配置基準を引き上げること以外に解決の道はありません。

小規模保育所A型の概要
対象　児童　0～満3才
定員　6人以上19人以下
保育士の配置
(1)0才　乳児3人に対して1人
(2)1才～満3才　幼児6人に対して1人

＊ただし、保育士の数は(1)(2)の定める数に1人を加えた数以上とする。保健師または、看護師を保育士1人に限りみなすことができる。

一般質問

1、防災対策について

公共施設管理は防災対策を優先に！

4月14日に熊本県熊本地方を震央とする最大震度7（益城町）の地震（前震）が発生し、また16日に同じく熊本地方を震央とする震度7（西原村、益城町）の地震（本震）が発生し甚大な被害となりました。文科省に設置されている「地震調査研究推進本部」は、地震を起こした布田川（ふたがわ）・日奈久（ひなぐ）断層帯でマグニチュード7．6程度の地震が起きる可能性が高いと2002年に評価していたこと。

こうした評価に対応した対策が国あげてとられてきたのか問われます。

足利市に関係する大久保断層は、前橋市・桐生市・みどり市・足利市にかかり、マグニチュード7程度の地震が起きるとしています。今回の教訓に今後の対策を行うかどうか自治体の対応が求められます。

おぜき：公共施設等総合管理計画（5月全協で発表）の耐震化で防災拠点となる市役所本庁舎（S49年建築）は、耐震診断の結果、耐震改修が必要とされたにもかかわらず未実施となっている理由は何か。

市長：本庁舎は、防災拠点として重要な施設、公共施設の全体の中で、判断。

今年も参院選投票日の10日午前10時から「原水爆禁止国民平和大行進」が市民プラザを起点に行われました。暑い中、30名以上が参加して、核兵器の廃絶をアピールしました。11日には対市交渉を行いました。

おぜき：耐震診断が必要であるにもかかわらず未実施となっている施設（59％）の中で、市民生活に直結する市営住宅の耐震診断をなぜ行わないのか。

市長：耐震診断が必要かどうかについて、予備診断（H18年）を実施。整理統合も視野に検討。

おぜき：昭和44年建築の中央消防署、昭和47年建築の河南消防署南分署など老朽化した防災拠点の耐震改修は、どのようにすすめるのか。

市長：中央署は、公共施設の中で優先順位を決めて建て替え、河南消防署南分署も検討。

おぜき：水防センターを含む防災倉庫（飲料水、食料品などの備蓄）は、現在9か所となっているが、少なくとも小学校区ごとに必要ではないか。

当局：学校の規模は、さまざまで教室に限らず、施設の空きスペースは、有効活用する。

再質問で熊本地震を教訓に市民に直結する防災拠点、防災倉庫となる施設を優先に進めることを提案。当局は、あくまでも全体の中で優先順位を決めて進めていくとの消極的な答弁。行政の優先すべきことは、市民の安心・安全対策です。防災倉庫は、学校の空き教室などを活用するとの前向きな答弁となりました。

2、ごみ問題について
ごみ処理施設建設と最終処分場問題！

ごみ問題は、すべての人が日常生活のなかで考えたり、体験したりしているとても身近な問題です。同時に環境、資源、経済、社会の仕組み、人々の意識など広範な課題と密接にかかわり、大きくてそこが深い問題です。ごみ問題を適切に解決することによってこそ、社会のひずみ・ゆがみも正していけるという大変重要な課題です。足利市もごみ処理施設建て替えと最終処分場の係争中という大きな問題をかかえています。この機会にごみを市民とともに大幅に減量する努力と一日も早く最終処分場に埋め立てができるように自治体は最善の努力をしなければなりません。

おぜき：足利市一般廃棄物処理基本計画（H27年）は、ごみ処理の課題で焼却灰の資源化で路盤材のエコセメント等の資源化の検討を挙げ、今後推進する必要があるとしている。これを前提として、施設整備等（H28年）の業務委託をすすめるのか。

当局：現在新焼却施設の整備基本構想の策定作業を行っている。焼却灰の路盤材やエコセメント等も経済性、効果など適合性を検証、策定作業（業務委託）を予定。

おぜき：小俣最終処分場の埋め立て仮処分をめぐる保全抗告が棄却された。このことで、市が宇都宮地方裁判所に提訴し、係争中である最終処分場の賃貸借権の問題は、市側が不利になるのではないか。

当局：東京高裁の決定は、あくまでも仮処分（処分場の暫定使用）のもの。宇都宮地裁では、賃借面積、期間、損害賠償など決定とは別の判断が下されるよう市の考え方を主張していく。

おぜき：裁判を取り下げて、地権者との話し合いを進めるべきではないのか。

当局：東京高裁でも13回に及ぶ審尋をした。裁判を取り下げれば簡単に話しが済むという話ではない。

再質問で、新焼却場建設は、溶融化（溶融炉）は、焼却灰を圧縮できる大きな利点があり、有力な候補であると回答。検討委員会（焼却場建設）は、溶融化に反対する識者を入れて議論すべきと質しました。最終処分場の裁判は、提訴する前に十分な話し合いが欠けていたことを指摘。巨額な税金を使って埋め立て費用を発生させた市の責任が問われます。

参院選後の8月3日に行われた「アベ政治許さない」のスタンディング。大勢の人が平和を訴えました。

3、高齢者福祉について
高齢者が安心して暮らせるために

高齢社会の持つ問題点を厚労省は、75歳以上の後期高齢者の増加、認知症高齢者の増加、高齢者単独世帯の増加、多死社会などとしています。介護力の弱い在宅での認知症の介護、看取りが可能でしょうか。このような高齢化社会の問題点、病院が不足する中で「病院から在宅へ」の流れをつくりだすために地域包括ケアシステムがつくりだされました。高齢者の貧困も深刻です。年金収入だけでは生活できない国民年金受給者、家族に仕事がなく少ない高齢者の年金で生活をしているなど高齢者を支えることは家族の支援も同時に行うことが求められています。新しい介護予防・日常生活支援総合事業が「誰もが人間らしく、その人らしく、安心して暮らし続けるために住民と医療・介護のネットワーク」をつくれるのか。その中心となるのは自治体、医療、地域ですが国の責任は、重大です。

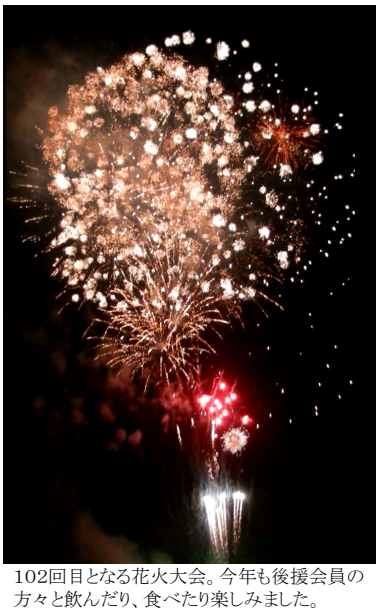
102回目となる花火大会。今年も後援会員の方々と飲んだり、食べたり楽しみました。

おぜき：2017年4月から、要支援1・2の認定者の訪問介護・通所介護が介護保険から外されて、介護予防・日常生活支援総合事業に移行。対象者は、要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者となっている。この基本チェックリストは、本人記入とのことであるが高齢者の実情が把握できるのか。

当局：基本チェックリストは、国が示した全国共通の簡易な質問表。介護予防や自立支援につなげるためのもの。記入が困難な場合、本人、家族への聞き取りにより、本人の身体状況等の把握に努める。

おぜき：総合事業に移行したことで緩和した基準による生活支援等のサービス・通所サービス、専門職による短期集中予防サービスの利用料は、どうなるのか。

当局：他市の状況を踏まえ、現在検討中だが、利用しやすい料金設定を考えている。

おぜき：配食サービスは、配食事業者（市内事業者）の紹介として、担当課と包括支援センターでチラシを配布となっているが、市が責任をもって配食サービスに対応するべきではないか。

当局：提供する事業者が多数あることから対象者が利用しやすいようPRに努める。

再質問で、基本チェックリスト（25項目）の簡易な判定（振り分け）の問題点を指摘。認知症や身体状況などチェックリストの項目にはない対象者をどう見極めるのかなどを質し、慎重な対応を求めました。

編集後記

「にっこと通信」は、今号で百号を迎えました。初当選以来、議会で毎回一般質問（69回）を行い、議会報告を行ってきました。幸いにも健康に恵まれ、市民のみなさんに支えられ、議員活動ができることに感謝申し上げます。「にっこと通信」は、字も多く議会の内容がわかりやすく伝わっているか悩みながら発行しています。今後もよりわかりやすい元気の出る新聞めざして頑張ります。ご意見ご要望などぜひお聞かせください。よろしくおねがいします。